## 北九州市事業承継·M&A促進化助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者が事業承継に向けた取組みを行う場合に必要な経費 の一部を助成することにより、中小企業者の円滑な事業承継を促進し、もって中小企業者 の維持発展に寄与することを目的として、助成金を交付するために必要な事項を定めるも のとする。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。
- (1)中小企業者中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる者をいう。
- (2) M&A

事業承継を行うため、企業の既存経営資源を活用することを目的に企業や事業の経営権を第三者に移転する取引(株式譲渡、事業譲渡)をいう。ただし、買収側の取引並びに資本及び資産などの取引を伴わない業務連携等は除く。

(3) 専門事業者

税理士事務所、会計事務所、法律事務所、コンサルティング会社、M&A仲介事業者及び金融機関など、事業承継及びM&Aに関する専門的な知識及び実績を有する事業者をいう。

(助成対象者)

- 第3条 この要綱による助成金の交付を受けることができる者(以下「助成対象者」という。) は、次に掲げる要件に該当する中小企業者とする。
  - (1) 北九州市内に本社及び事業所を有すること。
  - (2) 事業承継等を行うにあたり、引き続き市内で事業を営む者であること。
  - (3)株式会社の場合にあっては、発行済の株式が中小企業者以外の会社により2分の1を超えて保有されていないこと。
  - (4) 北九州市税を滞納していないこと。
  - (5)暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に 規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
  - (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
  - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第 2条に規定する風俗営業等に該当する事業を行う者でないこと。
  - (8) その他市長が補助金を交付することが不適当と認める者でないこと。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象とする事業(以下「助成対象事業」という。)は、前条に規定する 助成対象者が、事業承継を目的に、専門事業者に委託して行う事業のうち、次に掲げるものと する。

- (1)事業承継計画の策定等(親族内、従業員等承継)
- (2) M&Aの仲介委託等(事業承継のための第三者承継)

(助成金の交付及び額)

- 第5条 市長は、助成対象者が前条に規定する助成対象事業を行った場合に、当該助成対象 者の申請に基づき、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。
- 2 助成金の額は、助成対象事業に係る経費のうち市長が別に定める経費の区分に該当する 経費の2分の1に相当する額とし、50万円を上限とする。この場合において、千円未満 の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、助成対象事業について次に掲げる交付要件を備えていない場合は、この要綱に基づく助成の対象としないものとする。
- (1) 申請を行った日からその年度末までに終了(精算を含む)する事業であること。
- (2) 国など他の機関から同種の助成を受けていないこと又は受ける見込みのないこと。
- (3) 助成金の交付は、年度を問わず1事業者につき1回までとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、別に定める助成金交付申請書に市長が必要と 認める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要な場合は、 外部有識者の意見を聞いたうえで、当該申請に係る助成金の交付の可否について決定を行 い、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定の通知を受けた者(以下「助成事業者」という。) は、助成対象事業が完了したときは、20日以内に別に定める助成金実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による助成金実績報告書の提出があったときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該額を通知するとともに、別に定める方法により速やかに当該額の助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第10条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定 の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1)第3条、第4条及び第5条第3項に定める要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
  - (3) 助成金を他の用途に使用したとき。
  - (4) その他助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他関係法令及び規則又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- 2 前項の規定は、助成対象事業について交付すべき助成金の額が確定した後においても適用があるものとする。

- 3 市長は、交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに助成金が 交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 4 交付決定の取消によって、当該交付決定を取り消された者に損害が生じた場合、市は賠償の責めを負わない。

(取組状況報告)

- 第11条 第4条第2号に該当する事業を行った助成事業者は、助成対象事業を完了した日の属する年度以降3年間、各年度のM&Aに係る取組状況について、翌年度の4月20日までに別に定める取組状況報告書を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、M&Aに係る最終合意契約を締結したときは、当該最終合意契約 の締結の日(以下「最終合意契約日」という。)の属する年度までの取組状況報告書を提出 するものとし、当該年度の取組状況報告書にあっては、最終合意契約日から20日以内に 市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(規則との関係)

第12条 助成金の交付は、北九州市補助金等交付規則(昭和41年北九州市規則第27号)に 定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第14条 第6条の規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して申請を行わせることができる。
- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した第6条に規定する書面等により行われたものとみなす。
- 3 第 1 項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備 えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

## 付 則

- この要綱は、平成29年7月3日から施行する。
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。